

# クリーンウッド法制定及び改正の経緯

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

## ■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き      国内の動き

平成17 (2005) 年	グレンイーグルズサミット (英国)	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
平成18 (2006) 年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
平成20 (2008) 年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法 (平成20年) (欧) EU木材規則 (平成25年) (豪) 違法伐採禁止法 (平成26年)
平成28 (2016) 年	伊勢志摩サミット <b>クリーンウッド法成立</b>	
令和4 (2022) 年	G7宮崎農業大臣会合 第5回 APEC林業担当大臣会合 (タイ)	違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ
令和5 (2023) 年	広島サミット <b>改正クリーンウッド法成立</b>	

# クリーンウッド法のねらい

## 法のねらい

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品(合法伐採木材等)の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

## 国

- 基本方針の策定(第3条)
- 諸外国を含む法令等に関する情報等の提供(第4条)
- 法の意義に関する国民・事業者への広報(第4条)
- 登録実施機関の登録(第23条)
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力(第38、39条、41条)
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査(第10、11、14、40、45条)

そのために

## 事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務(第5条)

### 木材関連事業者

木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売(消費者に対する販売を含む)又は木材を使用した建築等をする事業者

- 川上・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認(デュー・デリジェンス(DD))等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務(第6~8、12条)
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務(第13条)
- 第13条の措置を適切かつ確実に行う者に対する登録制度(第20条)

### 素材生産販売事業者

川上の木材関連事業者に素材を譲渡す事業者

- 川上の木材関連事業者への情報提供義務(第9条)

# 改正クリーンウッド法の概要

令和7年  
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

→ : 義務    
 → : 努力義務

